



土沢駐在所だより

令和4年
5月号
平塚警察署
0463(31)0110

自転車マナーアップ対策の推進

◎目的 自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の気運を醸成し、自転車交通事故防止の更なる徹底を図るため、交通指導取締り、交通安全教育、キャンペーンなどの自転車マナーアップ対策を強化します。

◎期間 令和4年5月1日(日)から5月31日(火)の1か月間

◎スローガン 「自転車も のれば車の なかまいり」

◎重点 ・自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
・自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底



◎「自転車安全利用五則」の実践 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
4 安全ルールを守る 5 子供はヘルメットを着用

春の行楽期におけるレジャー事故の防止

春は、ハイキングや登山の他、海や河川でマリンレジャーを楽しむ機会が増える季節です。

自然に触れるレジャーは、楽しみが多い反面、自然ならではの危険もあります。

レジャー中の事故を防ぐため、自然を甘くみず、危険性をきちんと認識し、しっかりとした計画を立てて行動しましょう。



土沢駐在所管内発生事件

(3月20日から4月20日まで)

窃盗 2件

火災 1件

駐在所からの一言

現在、平塚市内で還付金詐欺等特殊詐欺が連続して発生しています。不審な電話が掛かってきたら、直ちに110番又は平塚警察署に通報してください。



平塚警察署ホームページ
http://www.police.pref.kanagawa.jp/ps/68ps/68_idx.htm

